

# 文教厚生常任委員会会議録

[平成22年12月14日開催]

南あわじ市議会

# 文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成22年12月14日  
午前10時00分 開会  
午前11時51分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（5名）

委 員 長	楠 和 廣
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	小 島 一
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	登 里 伸 一
議 長	阿 部 計 一

### 欠席委員（1名）

委 員	蓮 池 洋 美
-----	---------

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職・氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	塚 本 圭 右
市 民 生 活 部 長	堀 川 雅 清
健 康 福 祉 部 長	郷 直 也
教 育 部 長	奥 村 智 司
市 民 生 活 部 次 長	細 川 貴 弘

健康福祉部次長	藤	本	政	春
教育部次長	岸	上	敏	之
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長	藤	岡	崇	文
市民生活部収税課長	垣	本	義	博
市民生活部生活環境課長	高	木	勝	啓
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部長寿福祉課長	小	坂	利	夫
健康福祉部保険課長	馬	部	総	一 郎
健康福祉部健康課長	中	濱	素	三 子
健康福祉部少子対策課長	福	原	敬	二
教育委員会教育総務課長	片	山	勝	義
教育委員会学校教育課長	三	谷	高	資
	(学校教育指導主事)			
教育委員会人権教育課長	大	谷	武	司
教育委員会生涯学習 文化振興課長	橋	本	浩	嗣
青少年育成センター所長	高	辻	隆	雄
清掃センター兼 衛生センター所長	細	川	協	大

参考人

兵庫県視覚障害者の生活と権利を守る会 淡路支部支部長	吉	田	善	平
兵庫県視覚特別支援学校教諭	菊	井	澄	人

## II. 会議に付した事件

### 1. 付託案件

- ① 議案第67号 平成22年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
..... 1 3
  - ② 議案第68号 平成22年度南あわじ市老人保健特別会計補正予算（第2号）..... 1 8
  - ③ 議案第69号 平成22年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
..... 1 9
  - ④ 議案第70号 平成22年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）..... 1 9
  - ⑤ 議案第71号 平成22年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）  
..... 2 0
  - ⑥ 議案第87号 淡路人形会館（仮称）建築工事請負契約の締結について..... 2 2
  - ⑦ 請願第3号 淡路島内の特別支援学校の在り方についての意見書提出を求める請願  
書..... 5
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について..... 3 6
3. その他..... 3 6

## III. 会議録

## 文教厚生常任委員会

平成22年12月14日(火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時51分)

○楠 和廣委員長 皆さん、おはようございます。

平成22年もきょうは12月14日、ことしもあと15日余りというところ、何か年末の忙しさが感じるところでございますが、きょうは、文教厚生常任委員会の開会に際しまして、執行部の皆様方、また委員の皆様方には定刻御出席をいただきまして、御苦労さんでございます。

御案内のとおり私たち議会にあたりましては、11月24日に役員改選がありまして、阿部議長誕生のもとに各委員会の構成等、また役員等が決定いたしまして、本文教厚生常任委員会も昨年に続きまして同じ委員さんという冠の中、また長として私、そして副委員長として久米委員が引き続きお世話になることになりました。どうか、ことし一年御指導・御協力のほどをお願いを申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。

それでは、執行部の市長ごあいさつがございましたらよろしく申し上げます。

市長。

○市長(中田勝久) 皆さん、おはようございます。

今も委員長さんからお話ありましてとおり、委員の先生方には12月定例会いろいろと本当に御苦労さんでございます。文教厚生常任委員会に付託をお願いいたしました案件、非常に多いわけございまして、適切・妥当な御決定を切にお願いする次第でございます。もう委員さん御案内のとおりであろうと思いますが、ちょうどこの11月30日で民生委員、児童委員の任期満了。当然、引き続いてお願いしている委員さんもあるわけでございますが、先般、辞令交付式がございまして、私また議長さんも来賓として出ていただきました。私も数字的な中身については、本当具体的な数字を把握していなかったんですが、多くの方が、この民生児童委員なり、また協力委員として日ごろ福祉の向上等々、また高齢者の方なり、そういう弱者である人たちの支援をいただいているということで大変改めてその認識をいたしたんですが、地域の担当である民生児童委員が151名おられます。主任児童委員これはもう9名。そして、民生児童の協力委員という方が302名、ですから全体で462名の方がこの民生のお仕事、また児童の関係のお仕事をボランティアとしてやっただいていてということでございます。

また、委員の先生方にもこういう御相談なりがあろうと思います。ぜひまたともに力をかけていただけて、南あわじ市の福祉の向上に維持できればなというふうに思う次第でございます。今、当面ちょっと感じたことを申し上げました。

大変、皆さん申しわけないですが、ちょっとあと、公務の関係で中座させていただきます

すんで、よろしくお願ひいたします。

○楠 和廣委員長 ありがとうございます。

ただいまから、第36回定例会において当委員会に付託された議案について、審査に入ります前に、蓮池委員には病気入院ということで欠席の報告がございます。

それでは、ただいまから第36回定例会において当委員会に付託された議案について、審査を行います。

それでは、まず請願第1件が当委員会に付託されておりますので、次第の順序を変更し請願の審査を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

⑦ 請願第3号 淡路島内の特別支援学校の在り方についての意見書提出を求める請願書

○楠 和廣委員長 御異議がございませんので、請願第3号 淡路島内の特別支援学校のあり方についての意見書提出を求める請願書についてを議題といたします。

審査にあたり、会議規則第130条の規定により紹介議員を代表して蛭子議員、並びに地方自治法第109条第6項の規定により、参考人として請願書提出者の兵庫県視覚障害者の生活と権利を守る会淡路支部から支部長の吉田善平様と菊井澄人様に説明のため出席を求めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 御異議がございませんので、説明を求めることにいたします。暫時休憩します。

(休憩 午前10時05分)

(再開 午前10時07分)

○楠 和廣委員長 再開します。

紹介議員より趣旨説明を求めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、趣旨説明を求めます。  
蛭子智彦議員。

○蛭子智彦議員 どうも、おはようございます。

それでは、早速ですけれども紹介議員といたしまして、今回の請願書についての趣旨説明をさせていただきます。

この請願書の内容を朗読をさせていただきますして、その内容についての趣旨説明とさせていただきますたいと思います。

南あわじ市議会議長 阿部計一様

2010年11月24日

請願者 兵庫視覚障害者の生活と権利を守る会  
団体名 淡路支部  
代表者名 支部長 吉田善平  
紹介議員 森上祐治  
蛭子智彦

淡路島内の特別支援学校のあり方についての意見書提出を求める請願書

貴議会におかれましては、日ごろより障害者（児）教育拡充のために御尽力をいただきありがとうございます。

教育関係法規の改正で特別支援教育となったことに伴い、平成21年3月に兵庫県立淡路視覚特別支援学校が閉校となりました。

その結果、視覚障害者（児）の社会適応能力の獲得や学習環境の充実、自立支援、中でも点字の読み書きや職業訓練を受ける上での困難が生じています。交通の利便性を考えると、自立歩行（白杖歩行）が難しい視覚障害者（児）がバス・電車を乗り継いで県立視覚特別支援学校まで通学することは無理です。途中で視覚障害となる人の多くは40歳代であり、何日も家をあけることは困難と考えます。

また、通学するとしても多額の費用負担が必要となり、通える距離に視覚特別支援学校必要なのです。

現在、兵庫県教育委員会が考えておられる淡路島内の特別支援学校は視覚障害者が対象ではありません。したがって、統合後も視覚障害者（児）に対して専門性をもって対応できる教育機関がないことに、大変不安を感じています。視覚障害者（児）の現状を御理解いただき、以下の請願事項を採択していただくようお願いを申し上げます。

請願事項 兵庫県立淡路聴覚特別支援学校に兵庫県立淡路特別支援学校を統合する際、幼稚部、小学部、中学部、高等部普通科において視覚障害者（児）を対象とし、専門知識のある教職員の配置をするとともに、高等部専攻科を設置し、職業訓練の充実を図ることを県知

事及び県教育長に意見書を提出していただくよう請願をいたします。

以上であります。

○楠 和廣委員長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 本日は、私たちの委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。御礼申し上げます。

まず、この今の請願の文章でございますが、上から8行目のあたり交通の利便性を考えると云々からバス・電車を乗り継いで県立視覚特別支援学校まで通学するとあります。この文章全体からこのことがよくわかってないんですが、第一に、兵庫県立淡路視覚特別支援学校が閉校となりましたということで、これまで通学してきました学校が閉校して、通学することが無理であるということであろうと思います。その点につきまして、どのようなことか、ここにあります通学距離だけでございますが、この統合がどのようになっているのかお聞きしたいと思うところでございます。

○楠 和廣委員長 蛭子智彦議員。

○蛭子智彦議員 済みません。紹介おくれましたけれども、請願者は吉田善平さん左側、白杖を持っておられる方です。それで、同じ請願者の補佐といいますか、一緒に参考人ということで現職の視覚特別支援学校の教員もされております菊井澄人さんでございます。申しおくれました。菊井さんのほうから。

○楠 和廣委員長 菊井澄人さん。

○参考人（菊井澄人） 説明させていただきます。

まず、きょうは意見聞くために呼んでいただきましてありがとうございます。

その距離というか、通学に関してなんですが、まず淡路盲学校、視覚特別支援学校というふうに名前は変わっておりますが、淡路盲学校があったときは同じ淡路島内ですので御家族の方が例えば、車で送り迎えするっていうのも可能ではあったんです。それから、バスなんかもなれた道である程度の通学路っていうのもありましたので、それはそんなに困難なことではありませんでした。

現在は、スクールバスも走っておりますのでそんなに困難ではないと思います。ところが、兵庫県立視覚特別支援学校というのは神戸垂水の滝の茶屋駅からずっといったところ

にあるんですけども、そこまで行くのに視覚障害者は、はっきり言って情報障害者といひまして、全く目から入る情報は当てになりません。全盲であればこれはもうまずゼロです。弱視でも5割以上情報が入りません。その間、行くまでの間にすごく階段があったりだとか、段差があったりとか、別に整備もそんなにきちつとはされてはいませんので、そこまで通うのはすごく困難であるということになります。ちょっとわかりにくいかもわからないですけど、実感していただくには皆さんが目をつぶって今ここから家まで帰れるかどうかです。無理だと思います。耳をふさいでとかっていうのであれば帰ることは可能だと思います。ところが目が悪いていうのはそこまでの移動障害が起こっているということをやっと踏まえていただいて、通学するまでのバス乗り継いで、電車乗り継いでっていう、それがどれだけ困難なことかっていうのが、ここにちょっと書かせていただいた利便性という面です。淡路島内においても、高速バスは走っていますが、高速バスのバス停までどうやって行くんかっていうのも一つ困難な部分で、近くに住んでいるのであれば、それは可能なんですけど、やっぱり淡路島内で学校があればスクールバス等、今走っていますのでそれでフォローできるかなと考えています。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 よくわかりました。私自身は、統合する学校が狭くて、教室や設備がないとか、または職員の指導する人がいないとかいうようなことなのかということも考えましてお聞きしました。今、お聞きしましたところは全然島を離れていって行かなくてはならないということですので、理解いたしました。

この平成21年3月に閉校したのに、統合はこれからということ、この一年間はそのまま今の学校でずっとしておったんでしょうか。どういうことを、この辺もちょっと知りたいんですけども。

○楠 和廣委員長 菊井参考人。

○参考人（菊井澄人） 説明不足で済みませんが。平成20年度の平成21年3月で淡路視覚特別支援学校は閉校になっています。平成22年度からは県立の視覚特別支援学校に統合をもう既にされています。県のほうとしましては、淡路島内の三つ特別支援学校があったんですけども、視覚と聴覚、それから、特別支援、五色にある特別支援学校、これは昔でいう養護学校になりますが、3校あったのを5年間かけて、まず視覚特別支援学校を県立のほうへ統合して、今は平成21年度です。現在は、淡路聴覚特別支援学校と淡路特別支援学校の2校だけ残っています。いわゆる聾学校と養護学校が残っていて、来年度で一つにまとめるということになっています。

○楠 和廣委員長            よろしいですか。  
      登里委員。

○登里伸一委員            最後にいたしますが、私この文章で請願事項で兵庫県立淡路聴覚特別支援学校に兵庫県立淡路特別支援学校を統合する際、ということの文章のどこなんですが、この請願文書の兵庫県教育委員会が考えておられる淡路島内の特別支援学校は、視覚障害者が、私この文章でどっか名前が違うとるんじゃないかと思ったんです。兵庫県立淡路特別支援学校、聴覚特別と県立視覚特別、ちょっと後にしますと何かこの文章で。

○楠 和廣委員長            蛭子議員。

○蛭子智彦議員            今、三つあるというてました。何か養護的なものと視覚的なものと聴覚的なもの、これらはそれぞれ別々の専門的な支援学校であったものをこういう名前を取っ払って淡路特別支援学校にするということなんです。そういうことだと思うんですけど、そういうことになっているということです。

○楠 和廣委員長            菊井参考人。

○参考人（菊井澄人）        済みません。補足させていただくと、本来、盲・聾・養護とあったのを一つにまとめて重複って今は、視覚は視覚、聴覚は聴覚ってこうきっちり分けていたものを今、いろんな障害をあわせ持つ子がふえてきたので、教育三法、法律も変わってきたので、特別支援教育っていうことで一つにまとめようということが、まずありました。ただ、今言われたように、一つにまとめたいんですが、淡路島内においては視覚の部分に関しては、現在神戸にある視覚特別支援学校のほうに統合するという。つまり、淡路島内から視覚障害の対象を抜くということです。そういうことで、その部分を抜くのはおかしいんじゃないかと僕らは思いまして、この請願を出させていただいているんですけども、淡路島内で視覚障害者がいなくなったわけではありませんので、来年度、淡路特別支援学校、名前は淡路特別なんですけど、漢字淡路は平仮名だそうですっていうのも、なぜかっていうと今の淡路養護学校をそこに置くという意味ではなくて、聴覚部門と知的部門を一つにするという意味合いなんです。ですので、視覚は全くそこには入っていないっていうことになります。聴覚障害者はいない、いるんですけど、実は在籍者数がほとんどいないんです。来年度にはいないと聞いています。でも、何か聴覚は対象とするらしい。ところが、視覚障害に関しては淡路島内に何名かいるにもかかわらず、そこは対象外にすると、県に恐らく聞いていただくと特別支援学校という名前上視覚は受け入れはしますとい

いますと、ところがそれに対する専門性のある先生方は多分配置されないと思います。そうすると、ここで書いてあるような学力低下とかが起こってきてしまうというのが大きな問題になりますので、しっかりその視覚対象という部門を入れてほしいという意味で請願させていただきました。

以上です。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 私自身は、本請願書に対しましては、趣旨も請願事項もよく理解できましたので終わります。

○楠 和廣委員長 ほかに、小島委員。

○小島 一委員 小島です。よろしくお願いします。

ちょっと二、三お聞きしたいんですけど、まず一点は、今視覚障害者が島内に在籍していると、どのぐらいの数おられるんですか。例えば、これにあるように幼稚部、小学部、中学部、高等部普通科というふうに今分けられておるんですけども、淡路全体でその対象となる人の数はどの程度いらっしゃいますか。

○楠 和廣委員長 菊井参考人。

○参考人（菊井澄人） 数字だけでいうと学校出てる出てない省きまして600名ちょっとです。ただ、それが就学前とか、年齢別だとか、どの学校にどれだけいるかっていうのは個人情報の関係上、僕らは知らされておりません。これがわかるのは恐らく福祉課だけだと思います。

以上です。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 学校に入る対象となる人の数です。だから、障害者はかなりの数がおられるっていうのは、私も認識はしておるんですけども、だから今現在、その神戸のほうへどの程度の方が通われたり、あとで聞きますけども、この寄宿舍入られておるのか、入られてないのかというふうなこともあると思うんですけども。

○楠 和廣委員長 菊井参考人。

○参考人（菊井澄人） 僕は、仕事上淡路島内に巡回相談で回らせていただいているんで、その数だけでよければわかるんですが、現在、就学前の子が1名、小学校在籍者で3名、高等部に在籍者、高等部ってこれは特別支援学校なんですけど1名、それ以外も聞いている部分はあるんですが、実際そこでお話をさせていただいていないとか、呼ばれてはいませんので、はっきりした数字はちょっとわかりません。こういうのは、やっぱり各小学校、中学校が把握して上げてもらわないことには僕らも把握できない状況に今あります。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 そしたら今、例えば、小学生であったり、中学生であったり、その視覚障害のある方は、普通一般とか、健常児の通われている学校へ通われているというふうな解釈でよろしいんですか。

○楠 和廣委員長 菊井参考人。

○参考人（菊井澄人） そうです。普通学校と僕ら呼んでますが、普通の小学校や中学校であれば弱視学級という特別支援学級を配置して、そこに入っている人もいますし、弱視学級以外の特別支援学級、知的学級とか、その他の特別支援学級に入っている方もいますし、普通の学級と一緒に勉強されている方もいます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 それから、これは県内に視覚特別支援学校というのは神戸垂水の1校であると、1校になるんですか、今1校だけなんですか。それで、ほかの例えば、但馬であったり、ほかの地域の実情っていうのか、それもやはり同じように各地域においてこういうふうな視覚障害の特別支援学級いうんですか、そういうなんを要望とか、そういうそれぞれに意見書なり、請願出されておるんですか、そこら辺実情はわかりますか。

○楠 和廣委員長 菊井参考人。

○参考人（菊井澄人） ほかの部分は恐らく出てないと思います。というか、但馬、香住まで行くと大体但馬のほうも同じような現在の県立視覚特別支援学校から巡回相談という形で出向いています。淡路とどう変わり、違いがあるん、同じじゃないかと思われるか

もしれませんが、やはり海越えて行くのとは違いますんで、但馬からだと同様こちらから本校へも結構通学というわけじゃないんですが、通級ということです。一週間に一度、学校へ来ていただいてそこで指導するという形がとれたりもします。ところが、淡路島内の人だと無理があります。というのが一つと。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 わかりました。

最後にします。淡路市議会のほうでは、この請願が何か否決されたように聞くんです。この原因、要因というか、どうして否決されたのかというのはちょっとつかまれていますか。

○楠 和廣委員長 吉田参考人。

○参考人（吉田善平） きょうは、この場に呼んでいただきまして本当にありがとうございます。

この三市の市議会で私たち当事者の声を聞いてもらうっていうのは、はっきり言ってここだけです。それでもってすごく本日は感謝の念でいっぱいなんですけども、淡路市におきましては、やはり請願の説明される議員さん自身が十分に私たちの要求をわかっていなかったというか、説明不足があったと思います。それは、やはり私たち当事者を呼んでもらっていないもので、私たち呼んでいただいたらそういうふうに説明できるんですけども、そんなもんでちょっと理解できにくかったのかなというふうな感じを持っています。

それと、本当に去年でしたか、閉校される前、盲学校が閉校される前に、ここの塚本教育長とか、洲本市の三倉さんとか、あるいは淡路市の内海さん、その教育長たちが教育事務所に出向いて、また陳情していただいたんですけども、ちょっとかなわなかったという現状がありまして、それでもってやっぱり教育長さんにも大変感謝しております。

以上です。

○楠 和廣委員長 ほかに、ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

暫時休憩をします。

両参考人には御苦労さんで、紹介人もどうも御苦労さんでした。

(休憩 午前10時29分)

(再開 午前10時30分)

○楠 和廣委員長 再開します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

淡路島内の特別支援学校の在り方についての意見書提出を求める請願書について採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって請願第3号は、採択すべきものと決定しました。

採択すべきものと決定した請願第3号について、当委員会で意見書を提出の発委を行うことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、発委を行うことにします。

意見書案及び提出先については、後刻検討します。

次に、議案の審査にあたり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

① 議案第67号 平成22年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○楠 和廣委員長 御異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

まず、議案第67号 平成22年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長      おはようございます。

国民健康保険の歳入の分で、本会議で質疑でもなされたんですが、ちょっと説明が早くてちょっとメモしにくかったんです。収税率が部長説明されておったんですけども、10月末の収税率前年度比を言われておりましたので、もう一度それちょっとお願いしたいんですが、健康保険部分の、一般のほうで。

○楠 和廣委員長      収税課長。

○収税課長（垣本義博）      11月末の徴収率、10月です。11月今手元にあるのは11月でもよろしいですか。11月末の徴収率ですけども、昨年52.7でございました。11月末現在では、54.49ということで1.79現年のほうは上回っております。

○楠 和廣委員長      久米委員。

○久米啓右副委員長      滞納分での比率はわかりますか。

○楠 和廣委員長      収税課長。

○収税課長（垣本義博）      これも11月末なんですけども、昨年度12.04でしたが、11月末では12.81でございます。

○楠 和廣委員長      久米委員。

○久米啓右副委員長      前年比は多少率が上がっておるということで、引き続きよろしく  
お願いしたいんです。

それと、今回の補正で補正額が1億200万円の減額となっております。これは、保険税抑制対策というのが、このたび取り入れてくれたんですけども、その影響が大きいということではないのでしょうか。それとも、何かほかにも理由があったら。

○楠 和廣委員長      保険課長。

○保険課長（馬部総一郎）      国民健康保険の特別会計の総額自体が減額になっておりますのは、一番大きな影響を受けているのは前期高齢者交付金が大きな減額になっているということが原因でございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 このたび、健康保険税抑制額が一般会計より繰り入れられております。この9,000万円の根拠っていうんですか、その9,000万円になったというような状況はどういう状況か、つかまれていますか。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 当初予算は、あくまで去年の10月、11月ごろにそれまでのといいますか、その去年の3月から8月までの医療費をもとにしまして、それで平成22年度の医療費の推計をいたしまして、それをもとにいたしましてそれぞれまた歳入・歳出の算定を行っております。その歳入と歳出の差し引きをしたその不足額を保険税にということで、国民健康保険税として計上をさせていただいております。これは、あくまで仮の数値でございまして、通常でございますと6月ごろにおおむね決算額、前年度の決算額がおおむねわかったような段階で算定をいたしまして、それで実際にこれだけの保険税が必要だというようなことで、そうした場合にどれだけの税率になるかというようなことを算定して、必要であれば税率の改正をさせていただくというものなのですが、本年度につきましては、ある意味、収支を度外視いたしまして、諸般の情勢を総合的に勘案した結果、保険税率については据え置きにさせていただくというようなことで6月、普通であると6月に補正をさせていただくところなのですが、それをせずにこのたび補正をさせていただいたというようなことでございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 前年度の税率をそのまま継続しようとするだけであればこれだけ要るということではいいですか、そういう理解で。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） いろいろな状況も若干変わってきておりますが、実際に必要な保険税額と保険税率を据え置いたとの差が出ているということではございます。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員        それに関連してでございますけれども、一般会計の繰入金のうち抑制対策とか、波及分わかるんですけども、小さな数字で88万2,000円。これ一般会計の事務費の一般ということで出ておるんですけども、これにつきましては、やっぱりこれで数字をあわしたような感じをとるんですけども、そうなれば、今後、来年であってもこの数字が上がってくる可能性があると思うんですけど、これはどんな形の中でこういうふうな形をとったわけですか。

      極端に言えば、予算も足らなから一般に入れたという形の解釈ですか、どうですか。

○楠 和廣委員長        保険課長。

○保険課長（馬部総一郎）        この88万2,000円につきましては、国民健康保険の特別会計の中で、総務費の中で事務費を増額させていただいております。内容は、レセプトの電算化に伴う国保の共同で、ちょっとややこしいんですが、共同電算処理システムについて改正をさせていただいているというものでございます。数字をあわすための88万2,000円ではございません。

○楠 和廣委員長        中村委員。

○中村三千雄委員        これも一般質問の間に本会議であったと思うんですけども、一般会計から繰り入れるというような形の中で、今までそうなかったと思うんですけども、今後、こういうふうな形で処理をしていかなければいけないというような、いけないというか、処理をしなかったら帳じりが合わんということかな、そういうふうな見直しによってこれは是正できるわけですから、最終一般会計、こんな形で今後とも処理をしていくというような考えですか。

○楠 和廣委員長        保険課長。

○保険課長（馬部総一郎）        これは、あくまでこのたびについては、緊急的・臨時的な措置ということで実施をいたしております。来年度以降のことについては、まだ全くわからないというのが現状でございます。

○楠 和廣委員長        ほかに、登里委員。

○登里伸一委員        一点だけお聞きします。

      実は、合併後、ここでは非常に値上がりをしてまいりましたが、決算前に次の、次年

度のお金を先使わせてもらわないけないと、5,000万円不足だったと思うんですけども、そういう状況でありましたが、本年はこのように一般会計から繰り入れて補っていくというようなことをしておりまして、私は高く評価するものであります。

今の保険税で十分やっつけていけるかどうかということは、まず一つお聞きすることと、それから、この全体に減額になっているという要因的なもの、一般被保険者、それから退職者等、非常に医療費が下がっておるんですけども、その辺のところだけ説明をお願いしたいと思います。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 今の国民健康保険税でやっつけていけるかどうかといわれますと、正直申し上げまして、はっきりわからないというのが現状でございます。

医療費、実際にはその保険給付費として支払いを国保の特別会計の中で支払いをしている金額が37億、8億円というような大きな金額でございます。それが、数パーセント伸びるか、伸びないかというようなことで大きな影響を受けます。それから、医療費だけじゃなくて、それ以外の収入・支出でもかなり大きな金額の収入・支出がありますので、それがちょっとした国のほうの算定基準ですとか、そういったものが変わることによって、かなりの数字が変わってくるというようなこともございますので、あくまでこれは、医療費がベースで動いていくことですが、医療費がそんなに伸びなければそんなに上げるようなことにはならないとは思いますが、着実にといいますか、これまで大体医療費というのは伸びてきておりますので、それが続くようでしたら国民健康保険税についても、ずっと据え置いていけるかどうかというのは、なかなか難しい問題であろうかと思えます。

それと、あとのもう一点の御質問の趣旨がちょっとわかりにくかったんで、もう一度お願いいたします。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 減額を、歳出の減額が多いです。こういうのは、例えば、この現代の時世的に不況ですから、医療費もそんなに伸びが減ってきているのかなと思ったりしてお聞きしたんですが。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 金額が減額になっているのは、医療費が下がっているという意味ではなくて、保険給付費も一部下がっておりますが、下がっているというのは、こ

れ、あくまで当初予算に計上した数字は平成21年の11月ごろにあくまで算定をした数字でございますので、そこから医療費の実績が積み上がってきた中で、このたび、改めて医療費を算定をして、計上させていただいておるといふことでの減額ですので、実際の医療費自体が下がっているというふうなことではございません。

○楠 和廣委員長 よろしいですか、ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第67号 平成22年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

② 議案第68号 平成22年度南あわじ市老人保健特別会計補正予算(第2号)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第67号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号 平成22年度南あわじ市老人保健特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

議案第68号 平成22年度南あわじ市老人保健特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

③ 議案第69号 平成22年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第68号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第69号 平成22年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 御異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第69号 平成22年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

④ 議案第70号 平成22年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第69号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号 平成22年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第70号 平成22年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、  
原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

⑤ 議案第71号 平成22年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第70号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号 平成22年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第71号 平成22年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第71号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

○楠 和廣委員長 再開いたします。

議案審議に入る前に、去る11月11日に文教厚生常任委員会におきまして、人形会館の進捗状況の説明についての答弁に対して岸上教育部次長より発言が求められておりますので、それを許可します。

岸上教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 失礼いたします。

去る11月11日開催の文教厚生常任委員会での答弁で、私が不適切な発言がありましたので訂正をして、おわび申し上げたいと思います。

小島一委員の御質問で淡路人形会館建設事業のうちで、設備の中で実施設計に入っていない事項があり、その対応に関する御質問に対する答弁といたしまして、淡路人形協会の組織を改めて人形協会独自で協賛金を募集し、対応する旨お答えいたしました。これは私自身の意見であり、その上、言葉足らずで人形協会の決定事項ではございませんので、訂正をさせていただいておわび申し上げます。

今後は、委員各位に御理解を賜りまして、建設事業をスムーズに進めるため鋭意努力してまいり所存でございますので、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 今、次長が発言の訂正というか、撤回というか、ちょっと陳謝いうたんですけども、やはりこの委員会はインターネットで市民がみんな見ております。ですから、やはり執行部のほうとしてもやっぱり答弁は真摯に、またきちんとしたその場しのぎではなくて、ちゃんと考えて答弁をしていただきたいというふうに思う次第でございます。

それと、あともう一点ほど不適切な発言もあったかのように思っております。ですから、その辺も含めて、今後こういうことがいわれないような、やはり責任のある地位で、人形会館の担当次長ということでございますので、やはりすべての窓口が次長のところにあるというふうに思います。ですから、次長が発言したことは当然、人形協会が決定事項というふうにこちらもとらえますので、やっぱりその辺きちんと対応、答弁お願いしたいということを申し上げておきます。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員　　今、小島委員も言い、その審議になったら、特に、最近私も思いますのに、委員会発言の議事録として本会議でよく委員会でこんなこと言ったじゃないんかということが物すごくあると思うんです。今回もその問題で本会議で大分あったと思います。あれは、委員会発言の中で、今委員会が次長のほうから訂正と陳謝をしたわけでございますけれども、私思うのには、やっぱりそういうふうな委員会の発言が引き金になって、その問題が本会議で質疑されるというようなことはやっぱり委員会答弁をやっぱりきちっと、やっぱりやっていただくということが原点ではなかろうかと思っておりますので、今、次長の問題なしに、特に総務委員の、総務委員会に出ておられる幹部の職員の方がやっぱりそういうふうなことを常に配慮しながら正確に、どっから言われてもやっぱり確実な答弁、わからんのやったらわかりませんという答弁をしたらよろしいと思っておりますので、先ほど、もう一点あったと、私ももう一点はそう思うんですけど、今、そういうふうなことも次長のほうから言われましたんで、特に、今回私としては、この場をかりて皆さん方にやっぱり一つ確信を持ってきちんとした答弁をメインにさせていただきたいということを特に要望しておきたいと。

以上でございます。

⑥ 議案第87号 淡路人形会館（仮称）建築工事請負契約の締結について

○楠 和廣委員長　　ほかにございませんか、文教厚生常任委員会としては、どうか責任ある答弁を今後ともしていただくようお願いをしておきます。

それでは、次に議案第87号 淡路人形会館（仮称）建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小島委員。

○小島 一委員　　早速ですけど、本会議で上程の際に、部長がその横にのけた設備なりを入札減で対応したいというふうな発言があったんですけども、その辺をもう一度、説明をお願いしたいと思うんですけど。

○楠 和廣委員長　　教育部長。

○教育部長（奥村智司）　　一般質問の中でも答弁させていただいたんでございますが、このたび、3%ほどの入札の減出まして1,300万円程度だったと思うんですが、差額が生じております。この金額につきましては、総事業費5億7,700万円の総事業費の中でのことでございますので、でき得ることならばこの金額を使わせていただいて今補足

しております。この間の文教委員会の中でも御質問ありました空調設備等々に充当させていただきたいと、このように考えておるところでございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 これは1,300万円というのは落札金額に消費税を乗せて予定価格4億8,000万円から差引いた分が金額ですか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 開札結果表が、今、既に公表されているわけですが、予定価格が4億8,021万8,550円。それで、このたびの落札金額が4億6,672万5,000円というようなところで、1,349万3,550円というふうな差額が出ております。そういうことでございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 まだ年度かわってから県産木材工事ということで、金額から見ますと9,000万円ぐらいになるんですか。5億7,000万円のうちの4億8,000万円引いた分ぐらいを見込んどると思うんですけど、この分については、当然、落札業者との契約となると思うんです。これ、どういう形で契約されるような感じですか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） これにつきましては、今県内産木材の関係の事業でございますが、これにつきましては変更で進めていきたいと考えておるところでございますので、新年度になってから変更計画に関する議案の提案ということになってこようかと思っております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 変更っていうより追加工事やんな。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 追加です。追加で変更、追加に伴う変更契約です。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 当然、これ、積算もされておるんだろうと思うんですけど、この分については、当初落札額の落札率掛けた分でされるわけですか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） さようございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 入札減でのけてある設備工事に対応したということやけど、それで足りるかとかということも含めて、まだまだもうちょっと先にならんとわからんのかなと思うんですけど、はいよろしゅうございますというふうにできるかどうかいうのを、またじっくりとそのときに見させていただいた上での判断になろうかと思えます。やはり注目の工事でございますんで、そこらきちっと対応してほしいというふうに思っております。一応、これで質問終わっておきます。

○楠 和廣委員長 ほかに、登里委員。

○登里伸一委員 結局、3回の入札で落札したということでありました。第1回目と2回目、3回目と設計の内容をどのように変更したのか、できたらわかりやすく説明お願いしますか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 1回目と2回目の変更につきましては、1回目が不落となりまして、その後、いろいろ議会等からも御意見をいただきまして、それで屋根の工事につきまして、かわらの関係を設計書の中に織り込むようなところ。それと、確認申請書の中で屋根の一部が北側車線といいますか、日陰部分に影響を及ぼすというようなところで一部カットしたというようなところで、若干の設計内容を変更させていただきまして2回目に望んだわけでございますが、その折に、2回目の折に、これも文教厚生常任委員会の中でも説明させていただいたんですが、全体の金額から先ほど小島委員さんからも御質問ありました県内木産の補助事業の分のほぼ4,900万円でございますが、その分を省きま

して入札にかけさせていただきました。それと、あと3回目につきましては、2回目とすべて同じ条件でさせていただいております。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それでは、1回目と2回目、1回目終わった後、2回目で金額的に幾らぐらい安くして望んだのかということをお聞きしたいんですが、同じく2回目と3回目でどんなような金額差があったのか、お願いします。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 1回目と2回目につきましては、基本的には先ほども説明させていただきましたように県内産木材の関係の補助事業分4,900万円程度の補助事業分の事業費分、その分が少なくなったと。それと、2回目、3回目につきましては、すべて同じ条件でございます。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 実は、2回目の最低価格が6億円であったと聞いておりますが、それでよろしいのでしょうか。

○楠 和廣委員長 今わかりますか、教育部長。

○教育部長（奥村智司） 2回目に入札が執行されたのが10月27日、その結果でございますが、最低の入札額が1回目ですが、入札額が6億円というような結果でございます。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 今回、この契約金額は消費税込みですね。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 契約額は消費税込みでございます。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そうしますと、この落札額は計算したらわかるんですけど、幾らになるか教えてください。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 入札の金額は4億4,450万円でございます。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そうしますと、2回目と3回目が同じ設計でもって1億5,000万円以上の差額があるわけです。これは、どういうことなのか、多少はそちらでわかるんでしょうか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） これもせんだっての本会議の中で、一般質問でも同じような御質問も受けたわけでございますが、明確にこの工種で1億円とかいうような形ではっきりとわかるようなものはございませんでした。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 まだ検証していないかもしれませんが、大きな項目で例えば、基礎工事や掘削工事や、そういういろんな建築のうちの大きな項目あります。私も、昔建設業に携わっております、建築工事はほとんどしませんでしたので許可はとっておったんですけどもしませんでした。ですから、余りわからないところがございますが、そういうところで、例えば、これは1億なのにここは5,000万円のできるんだなというような、多少はそういうことはわかるんじゃないでしょうか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 工種、先ほどもおっしゃってましたように基礎工事とか、いろいろと工種が何個か分かれてございますが、その中で、これはというような本当に明確にはっきりいうとわかるというようなところが、ちょっと我々もわからないんでございま

すが、いろんな金額、いろんな工種において、いろいろ差額が出てその結果で大きな金額になったのではないかなというのが、これはあくまでも推測でございますが、そういうようなことでございます。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 言っておることは全然今のところ大きな開きがあったのにもかかわらず、どうしてかということ調査してないというふうに感じました。大変、3度入札ということ、大変苦勞したわけでございますので、やはり検証は必要ではないかと思うところでは。

そして、私の経験からいたしまして、こういう材料はこういうものの同等のものでよろしいというふうな設計士の指摘があると思ったりするんです。これを使いなさい、このどこそこのこれを使いなさいというような特記的なものはあると思うんですけども、そういったしますと、業者といたしましては、どうしても使用許可願うでしようが、できるだけ安い物を使うというふうになってくるのは、これは当たり前であります。そういうふうには、いろんな物が安値の物をするということは、結局、建物全体の品質を落とすということになります。そういう心配をいたしておりますが、その辺はいかが考えておるんでしょうか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） この件につきましては、これから先、監理につきましても業者と契約いたしまして、監理を委託するような形になると思うんですが、その監理の委託先の設計士と我々内部の者と十分に協議をして、あくまで同等品というような形の仕様になってございますが、よりよい商品を間違いなく選択していくというようなところに努めていきたいと、このように考えております。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 私自身は、これからのことが非常に大事だなと思っております。品質を落とさないで、やっぱり立派なものつくってほしいと。どうしても、この6億円の金額と4億4,450万円というのは余りにも差があり過ぎて、腑に落ちないぐらいの感じであり、同じ見積もりをするにもほとんど業者としましては、物価表も見ながら、歩掛を見ながらやりますから変わらないはずなんです。これが、このように安いということは、安いというか、設計額が予算と自分の設計費が、設計した設計費と入札額が余りその以内に

おさまるということは普通は信じられないことですが、何か特別にこのたび、落札された業者は特別な物が、例えば、機械とか、いろんな物を持っていて安くできるという、安くといいますか、もと2回の入札に入った方々と違いがあつてとかいう、その辺のことは何かあるのでしょうか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 予定価格の問題でございますが、設計を起こす段階で我々も、我々独自のルートといいますかを通じまして、県の人にいろいろ審査していただいたり、また、その先ほどおっしゃってました単価が明確でないような物につきましては、何社からかそのメーカーから見積もりとったりしながら単価を作成して、設計書を起こしております。その設計書を起こして予定価格を作成する、その予定価格につきましては、我々は十分それは適正な価格であるし、適正な設計であるというふうな思いがありまして、それで入札を執行させていただいております。ですから、その業者が落札していただいたというようなことは、我々のその設計金額が妥当であつたのではないかと、このような思いでございます。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そうしますと、おっしゃってることはよくわかるんです。兵庫県の関係者にもちゃんと見てもらうと、専門の方に。そうしますと、どうして2回までの入札に入った方々はそういう高い見積もりしかできなかったという原因等は多少はわかるんじゃないのでしょうか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） その入札に応札してくださったその業者の思いとかいうようなものは、我々ちょっと把握できておりません。そこら辺はわかりません。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そうしますと、過去2回分に対しては、覚悟の入札を入れた人たちから見積書を、見積もりといいますか、そういう物も一緒に提出いただいたということではないのでしょうか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 1回目は、内訳書ってというような物は提出していただいております。ただ、これも議会等からの指摘もございまして、そういうような物を提出して積算の参考にとというようなことでもございましたので、2回目、3回目につきましては、内訳書みたいなものをいただいております。その結果、いろいろ比較して内容につきまして、それはあくまでも我々が内部として、これからの設計書を起す上での参考の資料としていただいた資料でございますが、それを見る限りにおきましては、先ほども答弁させていただきまして、これはというような明確な工種での差っていうのが、なかなか発見できなかったというようなところでございます。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 これがおかしいんです。1億5,000万円以上も違うというのに、これはという内訳ではかわらないとかいうのはあり得ないことだと思うんですけども、いかがですか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） ですから、先ほどからも説明させていただきますように、いろんな工種があるわけでもございますが、そこら辺が少しずつ差ができてきて、そういう結果になったのではないかと、このように思っております。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 どうもいっていることが、全体で例えば、100万ずつ違うとかいうことのような、物によってはここは1,000万円も違うなということで、それが全体としてこれだけ違うんだということだろうと思いますが、どうも納得できません。要は、やはりつくる以上は立派なものを望むんですから、安くといったら弊害かもしれません。計画どおりの内訳書のとおりで落札していただいたんですから、それに対する監督責任は十分果たしてもらいたい。例えば、阪神高速道路等をつくるときには、ジョイントを組んで島内の業者も参加いたしました。そのときに、例えば、山をカットしていく場合でも、岩盤が出るのと、普通の土砂やいろんな歩掛が全然違います。そういうときにはどうするかといいますと、大勢の役所もいろんな立ち会いのもとで、その業者がブルドーザー一動かし、ここはこの辺かたいということを実証していきます。そうしますと、ほとんど向こう

のいうとおりになっていくもんですから、田舎の本四公団別としまして、田舎の我々の立場、役所からの立場しますと大分この対応ができない。向こうのいうとおりになってしまうということがございまして、ほとんど予定の予算を使ってしまうというのが現実やったと思います。そういうこともございまして、何とぞ、この辺は腹をくくってやっていただきたいと存じます。

以上で、終わっときます。

○楠 和廣委員長           ほかに、中村委員。

○中村三千雄委員           本会議でもあったんですが確認をしておきたいと思うんですけども、完全に工期が一年おくれたということです。それと、平成22年度予算の中で処理して3月31日国の補助等々なんで、新年度に入って契約変更なりをしていくんだというようなことを公募もしておったわけですけども、完成までのそういうような事務的スケジュールと、一応開場に向けての日程ですね、いつということについて、再度確認をしておきたいと思うんです。

○楠 和廣委員長           教育部長。

○教育部長（奥村智司）       今現在、3月25日というような工期で入札を執行させていただいております。これは、一般質問の中でも答弁させていただきましたように書類上と申しますか、事務的なことでこういう結果になってございます。これは、国の補助金をいただくというような中でやむを得ずというようなところで処理させていただいておりますが、これは、3月25日が近づいてきまして、工事が普通でいけばできないというようなところでございますので、工事延期させていただきまして、本音のところでは、平成24年の春、3月末を本音の部分での工期といたしております。それで、その中でその人形座の移転の問題も出てくるわけですが、これにつきましては、これも本会議上でも質問ございましたように、跡地利用の検討委員会に十分、我々の趣旨みたいなものを説明させていただきまして、御理解いただきまして、その平成24年春で理解していただくように十分、説明させていただいて、そのような予定で進めさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○楠 和廣委員長           中村委員。

○中村三千雄委員           完全に一年の空白ができたので、今、部長いわれましたように、協議

をしてということの中で、一応は平成24年の春にできるということがあって、それでその間、人形会館は今のまま、今のところで営業一年間延長してするんですか、それとも先いった協議というのはどんな形で協議をするんですか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 平成24年の3月末まで、今のところで営業させていただいて、その後に、会館が完成した後に引っ越しさせていただくというようなスケジュールで協議させていただきたいと、このように考えております。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 一応、いろいろ紆余曲折の中で最終、請合や契約を経てとりかかるわけでございますので、今までのそういうふうな轍も踏まないように、かちっとやっぱり完成までに、そのルールに基づいて完成できるように、特にお願いを申し上げておきます。以上です。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 先ほど来、1億5,000万円の何でそんだけ差があいたんかというふうな質問あったんですけど、これはもう幾らで落札されても設計図書のとおりには工事を完成してもらえればええということやと思うんで、土木と建築と何が違うんかいうたら、やはり扱う材料、品目の数が全く違う。積算の仕方も経費率も違うということで、一概に土木の考えが建築には通用しないというふうに思います。

問題は、これから工事に入られると思うんですけども、その分、工程会議等されると思うし、協会の中で建設委員会等もとられておるのかなとも思うんですけど、やはりその中で、やっぱり施主側として、きちんと先ほどいうた値段差が分析できるぐらいの、そういう建築の工事に精通した者がおるのであればもっと早くの段階できちんとした形になっておろうかと思うんで、そういう建築管理者並びに工事業者ときちんと、こちらの施主側の意図が伝わるような形で、やっぱり望めるような建設委員会が今後されていくんかどうかということ、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） まず、職員の現状なんですが、正直申しましてその技術的

な専門の職員ではかかっておりません。我々が一生懸命取り組ませていただいておりますのでございます。

また、議会のほうで何とか御決定いただいた後に、工程会議等を進めていくわけですが、その折に、部長からも少し申し上げましたが、現場監理につきましては、専門業者に委託をする考えでおりまして、その工程会議にも入っていただく中で、私どもあるいは人形会館建設委員会などの意見も十分入れる中で進めていきたい。

なお、建設委員会につきましては、今はまだ日程は調整してございませんが、落札もしてございますので、議会のほうで御決定をいただいた中で工程会議、第1回目の工程会議終了後には、年が変わって建設委員会も一応開くべきかなというような、これは事務局の考えでございますが、そういったところでございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 どうしても身内だけの委員会でやれば、やっているうちにいい物にしたいという思いが強くなる。それと、工事費の絡み、これをこういう材料をこんなふうに変えてくれというふうな、先ほど登里委員が言われたような形があってもわからない。普通、設計する場合は材料については必ず2、3社同等品の中からというふうなことが原則やと思うんで、これしか、この会社しかつくってないという物は、その使う理由とその一社指定ということも考えられるんですけど。いろんなことで工程のこと、材料のこと、いろんなことをやはり施主側の立場として見て判断して、監理者おるんですけども、やっぱりこちらの意図しない方向にいかないような、やっぱりことを見きわめていくような体制が必要なんかなというふうに考えております。その辺は、素人ばかりとはいえ、やはり都市整備の都市計画とか、いろんな部署もあるし、やっぱりそういうところで助言をもらったり、またはそういう専門家をもし頼める。先ほど言われた専門家というのは、これは工事監理者とは別の専門家のことですか。外部に委託するというのは。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 工事監理者、それとあるいは国交省の事業も絡んでますので、県民局洲本土木の助言もいただいきたいなど。それと、建設委員会とは別に、副市長を委員長としまして、市役所内で建設調整委員会というのも設立していただいております。そういったところで、部署をまたいでの特に、下水・水道工事なんかもございまして、部署をまたいでの協議事項につきましては、その建設調整委員会でこれまでも幾度となく会議をしていただいておりますので、今後もそういう会議を開いていただきたいというようにも、今考えております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 定例的に月に2回なり、週に1回なり、そういう会議開いて、やはりきちんと完全にもうでき上がってしまうまでわからなかったんやというふうなことのないように、今後、工事をでき上がるまでは責任持っていたきたいというふうに思って、終わります。

○楠 和廣委員長 ほかに、久米委員。

○久米啓右副委員長 本会議でも答弁されておったんですけども、かわらを屋根材と床に使うということなんですが、壁面にも何か使うような話を聞いたことがあるんですが、もうそれは壁面は全く使われませんか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） ちょっと説明が不足しておりました。数量的にいきますと、床のかわらタイルというのが199、それと、あとやぐら部分、これは少しなんですけど4平米ほど、ホールの壁、これが46平米、それと屋根、これは一般質問でも答弁させていただきましたが、特注がわらいうことで326平米、それと客室の壁、これにつきましても、140平米ほど予定してございます。それで、合計で合わせまして716平米ほどの予定で今、設計書を作成してございます。ですから、壁につきましても、180か190平米ほどの物につきましては計画させていただいております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 特注がわらというふうに言われてました。これは、既製品じゃなくて新しく開発するようなかわらですか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） かわら組合が携わっていただいて新製品を開発するという意味でございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長           それは、もうでき上がっておるのでしょうか。

○楠 和廣委員長           教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之）       もうでき上がっておると聞いております。

○楠 和廣委員長           久米委員。

○久米啓右副委員長           その床材のかわらタイルも既に製品化されているのでしょうか。

○楠 和廣委員長           教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之）       設計の段階では、今既製にあるかわら組合で製作された材料を利用していると、それで屋根につきましては、新しく開発しておるといように聞いております。

○楠 和廣委員長           議長。

○阿部計一議長           人形会館の建設については、これはもう全員の議員が非常に注目しております。これはもう市民の皆さんもそうやと思うんです。そこで、基本的なことをお聞きしたいんですが、土木の場合は、設計変更があるということで、私も町議時代にそういうことを詳しく知らなかったものやから落札してからすぐに設計変更と、そして、その金額が何かも消費税をちょっと上乘せしたような金額が出てくるということで、そういう質問相当したことがあるんです。あとで、そういうことは法的に認められておるといようなことであつたわけですが、安く落として、あとから設計変更と、これは入札制度の公平性にも欠けるということでやかましくいうたことがあるんです。ここで、お尋ねしたいんですが、これ五洋建設というのは、海洋建設では、海洋事業では大手というようにことらしいんですけど、素人目に余りにも地元の業者との差額が大きいと、果たして4億6,000万円で設計変更なくしてやれるんかなと、それをお聞きしたいんですが、建築の場合、これは設計変更が法的にどうなんですか。例えば、4億6,000万円で落札価格以上にかかるというような場合は、法的にどうなるんですか。その点をお聞きしたいと思います。

○楠 和廣委員長           教育部長。

○教育部長（奥村智司） 最初の御質問でございますが、これは本会議等の質問でも説明させていただいたことでございますが、総事業費5億7,700万円これは議会のほうで決定していただいております。この総事業費は、もう是が非でも守っていきたいと、このような思いで挑んでございます。ですから、それは超えることがないようにというようところで我々もそういうようところでございます。それで、ただ、その中で総事業費の中で、先ほどからも御質問ありましたように、このたび、抜けてございました空調設備とか、そういうような物が議会とかで承認していただけて可能でございましたら、そう言った物をその総事業費の中で組み入れて変更というようなことをさせていただければなどというふうな思いはございます。それと、2点目の法律的にというふうなことにつきましては、その今設計書の中に明記してあるものについては、我々も変更するつもりは毛頭ございませんし、それでやっていただくつもりでおるんですが、その今、いいましたようにプラスアルファで空調を追加するとか、そういうふうな部分につきましては変更を認めていただきたいなど、こういうふうな思いでございます。

○楠 和廣委員長 議長。

○阿部計一議長 私は、建設事業については設計変更はできないということをお聞きしておるんです。それで、それを心配しておるんです。ですから、5億7,000万円はどうこう、例えば、一番心配するのは、矢板の打ち込みなんです。私らもあそこ現場もええかげんな物もほり込んだ中で、もう埋め立てしておる現場見とるから、この矢板もいろいろあるんです。今もストックマネジメントいうて、阿万浦の百軒堀の矢板工事、30年後半から40年度になって、今そういう県が調査をしていて、今調査対象になって工事にかかっているところもあるんですが、この矢板っていうのは、ピンからキリまであって、その打ち込みについて物すごい金かかるんじゃないかなと私は思うんです。ですから、このいいよる金額でほんまにできるのかなという心配があるんで、変更ということが果たして法的に可能かということをお聞きしとるんですけども、わからなったら1回調べといてください。恐らく建設事業については設計変更というのは認められへんと思うんです。その点、どうですか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 十分確認させていただきます。

○楠 和廣委員長 ほかに、ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第87号 淡路人形会館(仮称)建築工事請負契約の締結について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。  
よって議案第87号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
以上で、当委員会に付託されました議案の審査は終了しました。  
お諮りいたします。12月17日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長、副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

## 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○楠 和廣委員長 委員長、副委員長一任の声がございましたので、それではそのようにさせていただきます。  
次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。  
お手元に配付の「閉会中調査事件申し出一覧表」のとおり議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 3. その他

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、議長に申し出することにします。  
次に、その他に入ります。

その他何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長        ないようでございますので、執行部からの報告事項がありましたら  
お願いをいたします。執行部はございませんか。

執行部の報告事項がないようでございますので、以上で付託案件の審査が終了しました。

執行部の皆様には、本日はお疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

(休憩 午前 11時49分)

(再開 午前 10時50分)

○楠 和廣委員長        閉会の言葉を副委員長の久米副委員長にお願いします。

○久米啓右副委員長        まだ付託案件があったか心配しましたが、本日は重要な案件もあり、委員の皆様  
の質問に丁寧に御答弁いただきましてどうもありがとうございました。

これをもちまして、文教厚生常任委員会を終了いたします。

(閉会 午前 11時51分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年12月14日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 楠 和 廣